

コロナ禍における保育施設利用ガイドライン（第5版）

保育施設では、子どもたちの安全に十分配慮して運営していますが、集団感染が発生するリスクを完全に防ぐことはできません。集団で園生活を送るということは、ご自身のお子さんが感染するリスクがあると同時に、他のお子さんを感染させてしまうリスクもありますので、お互いにルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。

1 保育施設利用にあたっての留意事項

- (1) 園児および同居家族の朝夕の検温、体調チェックは必ず行ってください。園児に発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状等の風邪症状が見られる場合は、症状が治まり 24 時間が経過するまでお預かりできません。また、園児の体調が良好な場合でも、同居家族に風邪症状が見られる場合は登園を控えてください。なお、呼吸器症状が新型コロナウイルス感染症に起因するものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- (2) 保育施設で感染者が確認された場合、濃厚接触者の特定は行いません。感染者を特定できる情報を除いてお知らせをいたしますので、お子さんの体調にご留意願います。登園に関する制限はありませんので、健康状態を観察し、判断いただくようお願いいたします。
- (3) 園児の感染が確認された場合、または濃厚接触者に特定された場合（保育施設以外で園児が感染者と接触した、同居家族の感染が確認されたなど）は、速やかに園に連絡してください。
- (4) 園児が陽性者となり、症状がある場合は発症日を 0 日目として最低 10 日間、無症状の場合は検査日を 0 日目として 7 日間が療養期間となります。また濃厚接触者となった場合は、最後に感染者と濃厚接触した日を 0 日目として 5 日間が待機期間となります。
- (5) 園児が医師の診断により PCR 検査を受けることとなった場合は、速やかに園に連絡してください。PCR 検査で陰性が確認されるまではお預かりすることができません。ただし、保健所から指導があった場合は、そちらを優先します。
- (6) 園児の同居家族が濃厚接触者に特定された場合や、医師の診断により PCR 検査を受けることとなった場合については、園児が濃厚接触者に特定されなければ登園可能とします。ただし、濃厚接触者に特定された、若しくは PCR 検査を受けた同居家族の方による園児の送迎については、指定された待機期間中はご遠慮ください。
- (7) 園内の過密状態を少しでも軽減するため、保育時間（保育標準時間の場合は午前 7 時～午後 6 時、保育短時間の場合は午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）にかかわらず、勤務先の出退勤時間に応じた送迎にご協力ください。

2 情報の共有等

- (1) 「1 保育施設利用にあたっての留意事項」に沿って情報提供いただいた内容は、園と市で情報共有させていただきます。また、園児に兄弟姉妹がいる場合は、必要に応じて、学童クラブ担当、小中学校等へ情報提供する場合がありますのでご承知おきください。
- (2) 園児が新型コロナウイルスに感染した場合は、個人を特定できない形で園の連絡網等により保護者の皆さまへ情報提供します。

3 臨時休園

- (1) 園児及び園職員が5名以上同一の感染源から感染したと疑われる場合は、濃厚接触者の特定、保健所による調査などの対応を行います。その際、施設の消毒や濃厚接触者の特定のため直ちに休園となる場合があります。
- (2) 臨時休園となった場合は、感染拡大のリスクを抑制する観点から他の保育施設での代替保育は実施できませんので、自宅保育等に対応できるようあらかじめご準備くださいますようお願いいたします。
- (3) 市が羽村市社会福祉協議会に委託実施しているファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する協力会員とサービスを受ける利用会員による共助の仕組みとなっており、日時等の条件が合えばお子さんをお預かりすることができます（有料）。
利用にあたっては、事前に利用会員登録が必要となりますので、利用する可能性がある場合は、羽村市社会福祉協議会（電話 042-554-0304）で登録手続きをお願いします（平日のみの受付となりますのでご注意ください。）。詳しくは、市または社会福祉協議会の公式サイトでご確認ください。

4 人権尊重、個人情報の保護

感染された方の詮索、園児等への差別や偏見、SNS等でのむやみな情報拡散などが起こらないよう十分ご配慮ください。

5 新型コロナウイルス相談窓口

【平日 午前9時～午後5時】西多摩保健所（0428-22-6141）

【平日・土日・夜間】東京都発熱相談センター（03-5320-4592 または 03-6258-5780）